

熊谷市建設工事請負一般競争入札(事後審査型)公告

建設工事について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「施行令」という。）第167条の6第1項及び熊谷市契約規則（平成17年規則第68号）第18条の規定に基づき公告する。

なお、本公告に記載のない事項については、熊谷市建設工事等一般競争入札（事後審査型）実施要綱の規定によるものとする。

令和7年4月24日

熊谷市長 小林 哲



記

1 入札対象工事

(1) 工事名 石原一丁目地内配水管改良工事

※概算数量発注方式

(2) 工事場所 熊谷市石原一丁目地内

(3) 工期 契約締結日から 令和7年11月28日（金）まで

(4) 工事概要
 (配水管布設工) DIP-GX φ250 L=100.0m
 (排泥工) N=1箇所
 (分水替工) N=4箇所
 (既設管撤去工) CIP φ250 L=100.0m
 (配水管布設替設計) 一式

(5) 発注方式

本工事は概算数量発注方式により発注する工事である。

【概算数量発注方式に係る特記事項】に記載のとおり、設計図書の照査及び工事現場の精査後、必要に応じ変更する。

なお、予定価格は工事仕様書の数量に基づき、算出している。

このため、入札参加者は工事仕様書の数量に基づき入札金額を見積ること。

(6) 入札手続等の方法

本工事に係る入札は、資料の提出、届出及び入札について、埼玉県電子入札共同システム（以下「電子入札システム」という。）により行う。

(7) その他

ア 本工事は、熊谷市「週休2日制モデル工事（現場閉所型）」の試行対象工事である。

イ 本工事は、「熊谷市水道企業育成型競争入札の試行に関する要領」の試行対象工事である。

2 競争参加資格確認申請書の提出

入札参加を希望する者は、次に示す期間内に、電子入札システムにより、競争参加資格確認申

請書（以下「確認申請書」という。）を提出する。

令和7年4月24日（木）午前9時から

令和7年5月9日（金）午後4時まで

（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

3 入札執行の日時等

（1）入札書提出期間

令和7年5月12日（月）午前9時から

令和7年5月13日（火）午後4時まで

（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

（2）開札日時

令和7年5月14日（水）午前9時00分

（3）上記の期間及び日時は変更することがある。その場合は、電子入札システム上で案内する。

4 入札に参加できる者の形態

単体企業

5 入札に参加する者に必要な資格

令和7・8年度熊谷市建設工事請負等競争入札参加資格者名簿（以下「資格者名簿」という。）に登載され、次の要件を満たしている者であること。

ただし、本公告日において資格者名簿に登載された内容に変更があり、次の要件を満たさなくなった者、又は本公告日以降、新たに資格者名簿に登載された者を除く。

（1）資格者名簿において、管工事業で登載された者のうち、熊谷市内に本店を有し、A級又はB級に格付けされている者であること。

（2）本公告日において、熊谷市が別途契約する熊谷市水道事業漏水修繕等工事に基づき届出を行った名簿に、漏水修繕当番業者として記載された者であること。

（3）建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第1項から第4項までの規定に基づき、管工事業の配置技術者となるにあたり、2級管工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者を、この工事に配置できること。

ただし、下請代金の総額が5,000万円以上（建築一式工事にあっては8,000万円以上）となる場合には、監理技術者に限る。

また、請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事にあっては9,000万円以上）となる場合に配置する者は、専任でなければならない。ただし、建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第27条第2項により兼務が認められる場合においては、この限りでない。

（4）指定された業種に関し、建設業法に基づく建設業の許可を受けていること。なお、下請代金の額の総額が5,000万円以上（建築一式工事にあっては8,000万円以上）となる場合には、特定建設業の許可を受けていること。

（5）建設業法第27条の23第1項の規定に基づき、当該業種に関して、開札日から1年7月前の日以後の日を基準日とする経営事項審査を受けていること。

（6）施行令第167条の4の規定に該当しない者であること、及び契約規則第20条の2の規定により、熊谷市の一般競争入札に参加させないこととされた者でないこと。

- (7) 本件工事の公告の日から落札の決定までの期間に、熊谷市建設工事等の契約に関する入札参加停止等措置要綱に基づく入札参加停止措置を受けていない者であること。
- (8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされ、又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定を受けている者を除く。
- (9) 健康保険法（大正11年法律第70号）に基づく健康保険、厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）に基づく厚生年金保険及び雇用保険法（昭和49年法律第116号）に基づく雇用保険に加入している者であること。ただし、上記保険の全部又は一部について、法令で適用が除外されている者はこの限りではない。

6 入札参加資格の有無の確認

熊谷市建設工事請負一般競争入札（事後審査型）実施要綱に基づき、入札執行後に確認する。

7 設計図書等

- (1) 公開日 令和7年4月24日（木）
- (2) 工事仕様書等、その他入札金額の見積に必要な図書は、電子入札システム（電子入札システムで指示がある場合は、熊谷市のホームページ「熊谷市上下水道部」／「上下水道部執行入札・契約情報」）からダウンロードすること。

なお、仕様書は、ZIP形式圧縮ファイルになっている。展開（解凍）ソフトの使用により自動的にフォルダが作成され、PDF形式で保存される。

8 設計図書等に関する質問

設計図書等に関して質問がある場合は、次のとおり質問書を電子入札システムにより提出すること。

(1) 受付期間

令和7年4月24日（木） 午前9時から

令和7年5月1日（木） 午後4時まで

（ただし、電子入札システムが稼働していない時間を除く。）

(2) 質問に対する回答

質問に対する回答は、電子入札システムにより令和7年5月7日（水）までに掲示する。

9 最低制限価格

本入札については、最低制限価格設定する。最低制限価格を下回る価格による入札が行われた場合は、当該入札をした者を失格とし、最低制限価格以上予定価格以下の範囲内において最低の価格をもって入札をした者を落札候補者とする。

10 入札保証金 熊谷市契約規則第3条の3の規定により免除とする。

11 契約保証金 熊谷市契約規則第5条の規定により契約金額の100分の10以上を要する。

12 支払条件

- (1) 前金払 熊谷市公共工事前金払事務処理要領及び熊谷市公共工事中間前金払事務処理要領に基づき、前払金を支払う。
- (2) 部分払 なし

13 入札に関する注意事項

(1) 入札書に記載する金額

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 提出書類

入札時に、入札書とともに入札金額見積内訳書（エクセル形式）を提出すること。

なお、入札金額見積内訳書のファイル名は、必ず会社名を付記したものとし、電子入札システムの仕組上、内訳書の拡張子は「.xlsx」とすること。

（例：「見積内訳書 ○○工事 ○○建設.xlsx」）

(3) 入札執行等

ア 入札に参加する者の数が1人であっても、入札を執行する。

イ 入札回数は、2回とする。

ウ 1回目の入札の結果、再度入札となった場合の入札書提出期間及び開札日については、1回目の入札の終了後、電子入札システムにより通知する。なお、1回目の入札において、入札に参加しなかった者、最低制限価格に満たない金額で入札を行った者又は無効である入札を行った者は、再度入札に参加することはできない。

(4) 入札の辞退

競争参加資格確認申請後も、入札の完了に至るまでは、いつでも入札を辞退することができる。この場合においては、電子入札システムにより辞退の手続をすること。

なお、入札を辞退しても、これを理由として、以後の入札指名等について不利益な取扱いを受けることはない。

(5) 最低価格が同額の場合

電子入札システムの電子くじを利用し、落札者を決定する。

14 開札後に関する事項

(1) 本入札は事後審査型であるため、開札後、入札を保留とする。落札候補者通知書を受けた者は、「一般競争入札参加資格等確認申請書」「一般競争入札参加資格等確認資料」等指定された書類を、通知を受けた日から2日以内に提出すること。

(2) 落札決定後、電子入札システムにより入札結果を公表する。

15 談合情報に係る取り扱い

本入札に関する談合情報を把握した場合、市長の定めるところにより入札の執行を延期又は中止することがある。

16 電子証明書の不正利用について

入札参加者が電子証明書を不正に使用等した場合には、入札参加停止等の処分を行うことがある。

また、電子入札に参加し、開札までに不正使用等が判明した場合は、当該案件への参加資格を取り消すものとし、又は落札後に不正使用等が判明した場合には、契約締結前にあっては、当該契約の締結を行わないものとし、契約締結後にあっては、本件工事の進捗状況等を勘案し、契約を解除するか否かについて判断する。

17 契約条項等

この公告に定めるものほか、本件工事に係る入札及び契約の手続については、熊谷市契約規則、熊谷市建設工事執行規則（平成17年規則第166号）、熊谷市建設工事請負契約約款、熊谷市建設工事検査規則（平成17年規則第167号）及び設計図書の定めるところによる。

18 その他

- (1) 提出された確認申請書は、返却しない。
- (2) 本件工事における現場代理人は、国又は地方公共団体の発注する工事（当該工事が現場代理人の兼務を認める工事である場合に限る。）との兼務を認める。ただし、本件工事の請負代金額が4,500万円以上（建築一式工事にあっては9,000万円以上）である場合は、建設業法施行令第27条第2項により主任技術者の兼務が認められた工事を除き、他工事との兼務を認めない。

なお、本件工事の施工中にやむを得ない事情が生じた場合、発注者と受注者との協議により他工事との兼務を認めないことがある。

- (3) 落札者は、確認資料に記載した配置予定技術者を当該工事の現場に配置すること。
- (4) 落札者は、建設業法（昭和24年法律第100号）第20条の2第2項の規定に基づき、工期又は請負代金の額に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあると認めるときは、落札決定から請負契約を締結するまでに、発注者に対して、その旨を当該事象の状況の把握のため必要な情報と併せて、熊谷市建設工事等競争入札執行事務取扱要領様式第5号（第3条関係）により通知すること。
- (5) 分水替工事については、熊谷市水道事業給水条例（平成17年条例第225号）第8条第1項に規定する指定給水装置工事事業者に施工させること。
- (6) 石綿等を取り扱う作業については、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）に規定する石綿作業主任者又はこれと同等以上の資格を有する者を選任すること。
- (7) 入札参加者は、入札後、この公告、設計図書等、現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできない。

19 問い合わせ先

熊谷市上下水道部経営課経営係 電話 048-520-4133